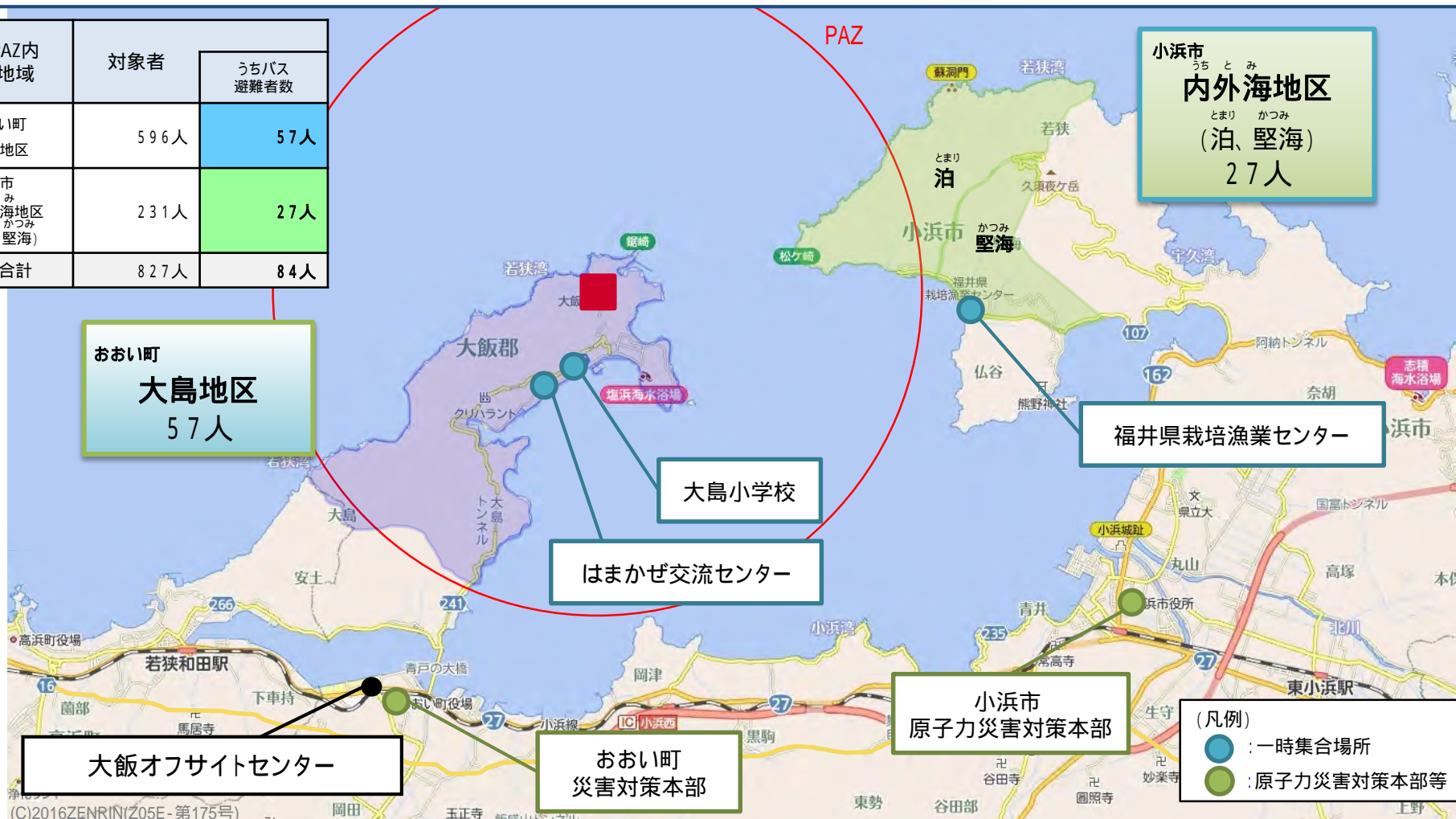


全面緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料35-2

- おおい町及び小浜市による調査の結果、大飯発電所PAZ内地区における自家用車で避難できない住民は84人。
- おおい町大島地区の自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、福井県又はおおい町が配車したバスで、三木総合防災公園を経由し、避難先である川西市へ避難。
- 小浜市内外海地区(泊、堅海)の自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県又は小浜市が配車したバスで、避難先である越前市へ避難。

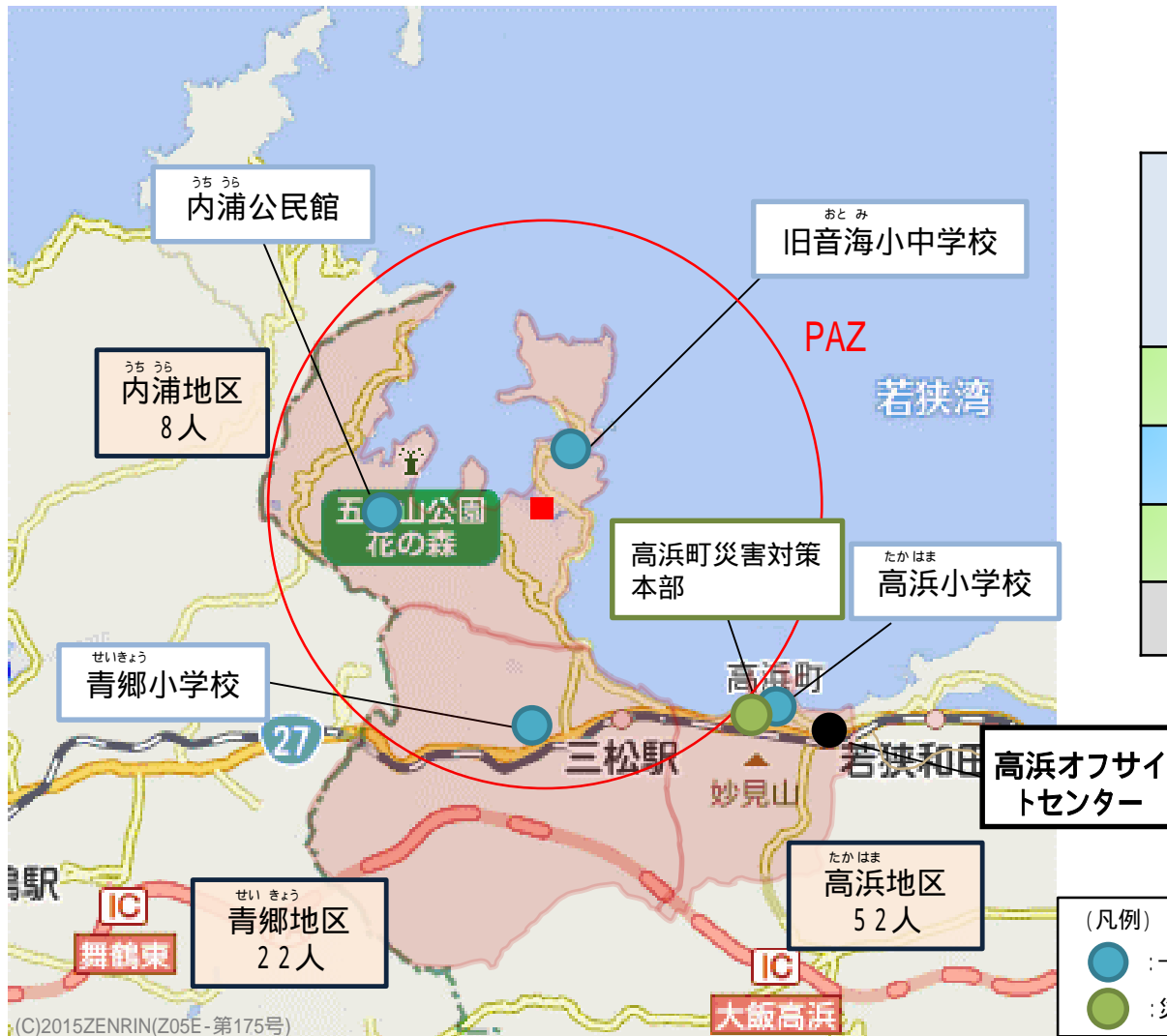
PAZ内 地域	対象者	うちバス 避難者数
		596人
おおい町 大島地区	231人	27人
小浜市 うちとみ 内外海地区 とまり かつみ (泊、堅海)	827人	84人
合計		



全面緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料35-3

- 高浜町による調査の結果、高浜発電所PAZ内地区における自家用車で避難できない住民は82人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、福井県又は高浜町が配車したバスで、三木総合防災公園を経由し、避難先である宝塚市、三田市、猪名川町へ避難。



PAZ内地域	対象者	うちバス避難者数
内浦地区	536人	8人
青郷地区	2,022人	22人
高浜地区	3,561人	52人
合計	6,119人	82人

(凡例)
 ● : 一時集合場所
 ● : 災害対策本部

避難の対象となる住民への措置(京都府)

関西電力株式会社高浜発電所のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域における、全ての住民を対象に避難を実施

(対象：1市(舞鶴市) 536人)

<避難に際しての基本的考え方>

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震災害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 1 舞鶴市のP A Z内(杉山、松尾)及びP A Zに準じた避難を行う地域内(大山、田井、成生、野原)の住民は、京都市東山区内の避難先施設(12施設)へ避難を実施。避難は自家用車又は舞鶴市等が手配するバスを使用することとし(野原地区を除く)、バス避難者は地区ごとに定められた一時集合場所に徒歩等で移動し、バスに乗車。
- 1 道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、野原漁港から海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動し、舞鶴西港からバスで避難。
- 1 避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては各バス集合場所等において緊急配布を実施。
- 1 在宅の要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(みずなぎ鹿原学園等6施設)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、福知山市内の避難先施設へ避難を実施。避難には自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。

屋内退避の対象となる住民への措置

- 1 関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のUPZにおける住民(高浜発電所のPAZに準じた防護措置を実施する地域を除く)は、屋内退避を実施(対象者数119,550人)

全面緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料37-1

舞鶴市(PAZ及びPAZに準ずる避難を行う地域)の一般住民は、陸路にて避難先(京都市東山区)に避難。
 道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動した後、バスにて避難先(京都市東山区)に避難。
 施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は引き続き屋内退避を実施。避難に必要な準備が整ってから避難先(福知山市)に避難。
 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(一時集合場所等)において緊急配布を実施。

避難等対象者数

関係自治体		対象者数		避難先等
		PAZ内及びPAZに準ずる地域		
京都府	舞鶴市	536人		京都市東山区(12施設)

参考. 避難手段の確保状況

関係自治体		対象者数内訳			
		バス		船舶	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
京都府	舞鶴市	11台	11台	1隻	1隻

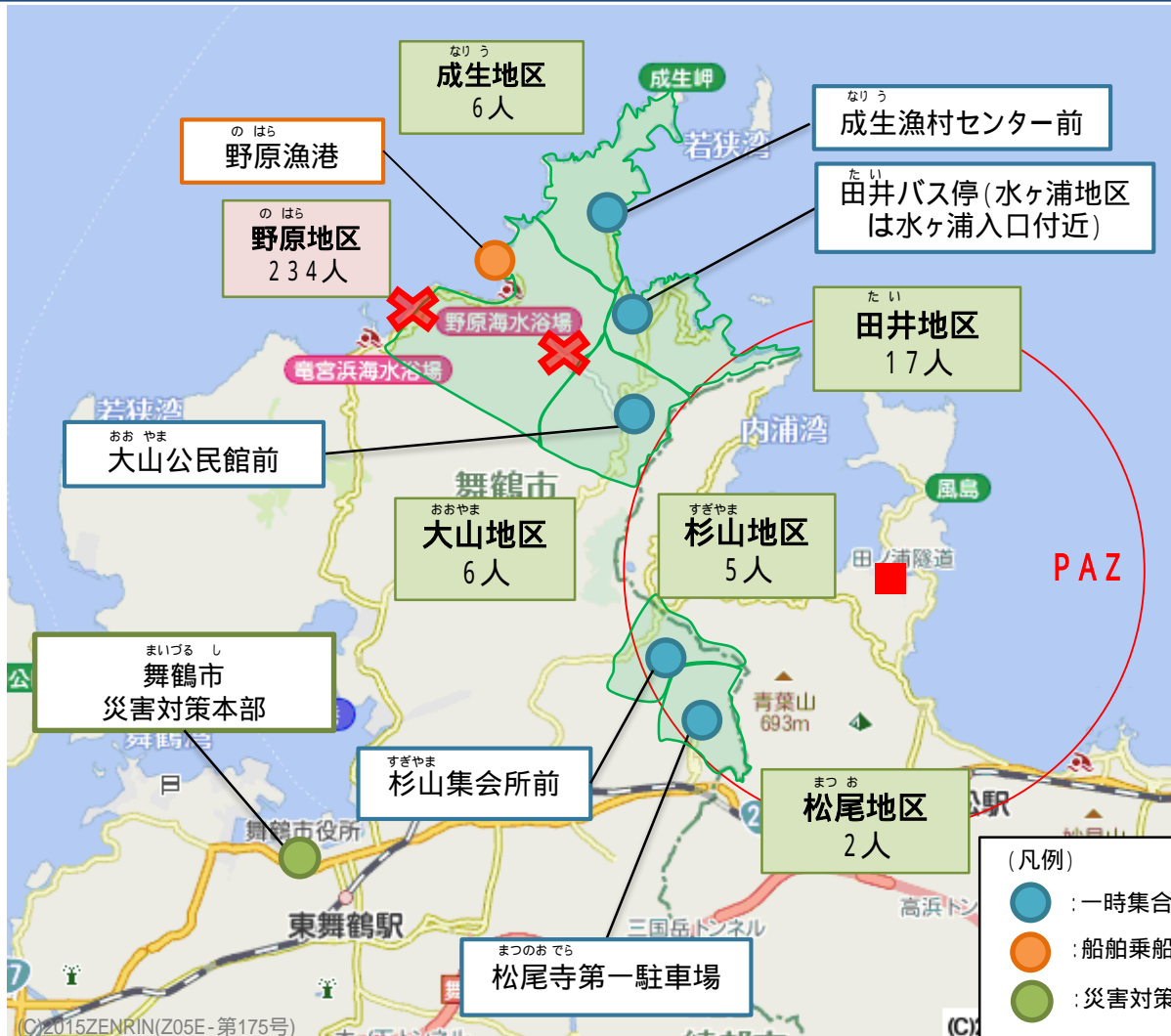


道路被害により陸路避難ができない野原地区の住民は、海上保安庁が手配する船舶も使用して避難。

全面緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料37-2

- 舞鶴市による調査の結果、陸路避難できない野原地区を除く舞鶴市の5地区における自家用車で避難できない住民は36人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、京都府、舞鶴市又は関西電力が配車した車両で、避難先である京都市東山区へ避難。
- 野原地区の住民234人については、道路被害により陸路避難ができないため、海上保安庁の船舶で舞鶴西港へ移動し、舞鶴市が手配したバスで京都市東山区へ避難。



PAZ内地域	対象者	うちバス避難者数
まつお 松尾地区	16人	2人
すぎやま 杉山地区	37人	5人
おおやま 大山地区	47人	6人
たい 田井地区	153人	17人
なりう 成生地区	49人	6人
のほら 野原地区	234人	船舶避難 234人
合計	536人	バス 36人 船舶234人

(凡例)

- (Blue circle) : 一時集合場所
- (Orange circle) : 船舶乗船場所
- (Green circle) : 災害対策本部

言 川 糸 束

指 示

平成 30 年 8 月 25 日 14 時 57 分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
高浜町長 殿
若狭町長 殿
美浜町長 殿
舞鶴市長 殿
京都市長 殿
綾部市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
福知山市長 殿
宮津市長 殿
伊根町長 殿
高島市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

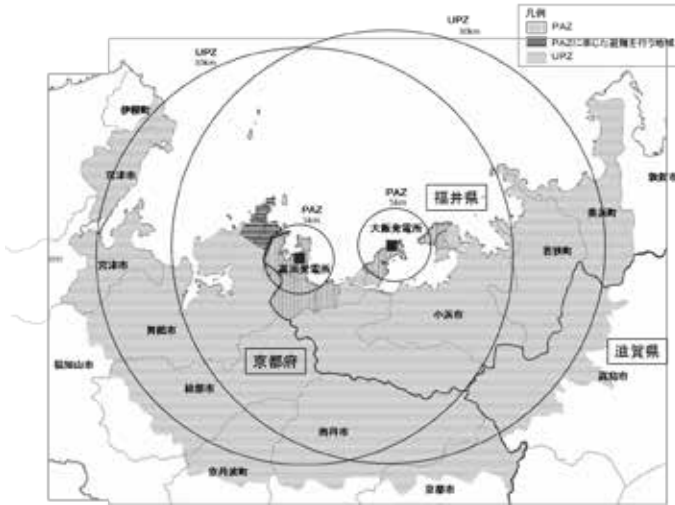
関西電力株式会社大飯発電所第 3 号機及び高浜発電所第 4 号機で発生した事故に
関し、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり指示す
る。

記

・関西電力株式会社大飯発電所の P A Z、高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた
避難を行う地域に該当する市町の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を
受け服用し、避難すること。ただし、陸路による避難が困難な地域については、
避難できる準備が整うまでの間、屋内退避をし、順次海路等による避難をするこ
と。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避
すること。

・関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所の U P Z（大飯発電所の P A Z、高
浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域を除く）に該当する市町の
住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施
が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内
退避等を実施すること。
・関西電力株式会社大飯発電所の P A Z、高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた
避難を行う地域並びに両発電所の U P Z に該当する市町の住民、一時滞在者その
他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
PAZ	福井県	おおい町の一部()
		小浜市の一部()
		高浜町の一部()
	京都府	舞鶴市の一部()
PAZに準じた避難を行う地域	京都府	舞鶴市の一部()
UPZ	福井県	おおい町の全域(を除く)
		小浜市の全域(を除く)
		高浜町の全域(を除く)
		高浜町の一部
	京都府	岩手町の全域
		美浜町の全域
		京都府の一部
		舞鶴市の全域(及び を除く)
		綾部市の一部
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
		福知山市の一部
		宮津市の全域
伊根町の一部		
滋賀県	高島市の一部	

(別紙)

安定ヨウ素剤予防服用に当たって

1. 服用対象者

下記の者を除いて、一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者全員服用すること。

 - ・服用不適切者
 - ・自らの意思で服用しない者

ただし、事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者等について、服用不適項目や慎重投与項目を厳密に把握していない場合、服用後、しばらくの間(30分程度が目安)服用者の様態を医療関係者、地方公共団体職員や家族等が観察すること。

また、嚥下機能の低下により内服が困難な者については、内服による誤嚥の危険性に配慮すること。
2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(平成28年9月30日)一部改変

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウムに 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	薬剤
生後1ヶ月未満	12.5	16.3	16.3mg ゼリー剤 (1包)
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	32.5mg ゼリー剤 (1包)
3歳以上13歳未満	38	50	50mg 丸剤 (1丸)
13歳以上	76	100	50mg 丸剤 (2丸)

丸剤の服用が困難な者は、粉末剤を水等にて溶解した液体又はゼリー剤を用いることができる。



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議





広報官による記者会見



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議の傍聴



総括班と住民安全班の調整



放射線班の活動



全面緊急事態を受け班長会議



広報官による記者会見



映像伝送にて現地状況の共有



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議の傍聴

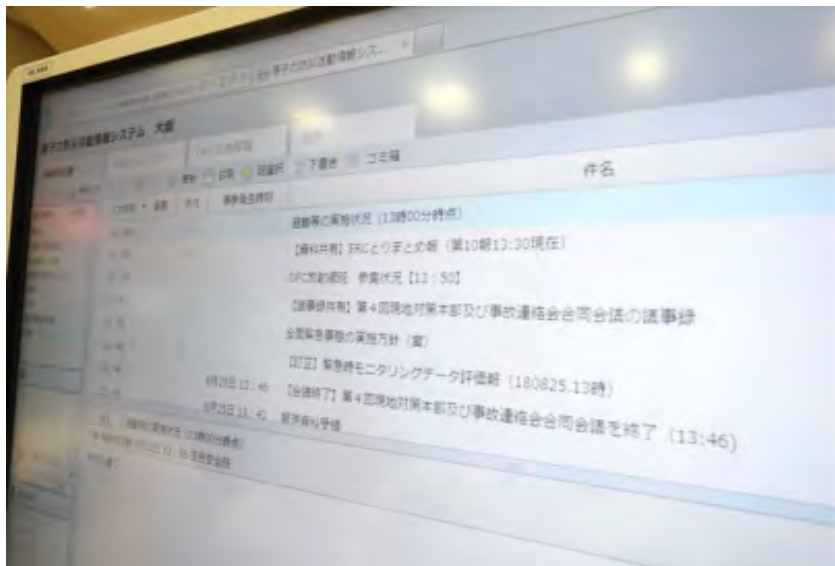


第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避指示）



第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避指示）





電子ホワイトボード等を使用した情報共有 (左側は原子力防災活動情報システム)



プラントチームの活動状況



総括班の活動状況